5　［略］

6　銀行、銀行主要株主（銀行主要株主であつた者を含む。）、銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）、銀行代理業者又は電子決済等代行業者は、法第五十三条第一項から第五項までの規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

［一・二　略］

［号を削る。］

三　［略］

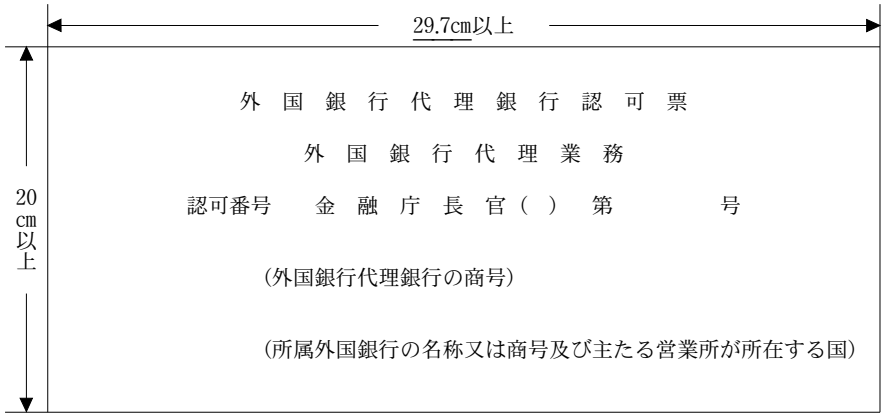
［号を削る。］

四　［略］

五　［略］

［7～11　略］

別紙様式第10号の２（第34条の２の35関係）



（記載上の注意）

1　「所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（銀行法第52条の２第１項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、全ての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。

2　［略］

5　［同上］

6　［同上］

［一・二　同上］

三　第一項第二十八号に掲げる場合　同号に規定する書面

四　［同上］

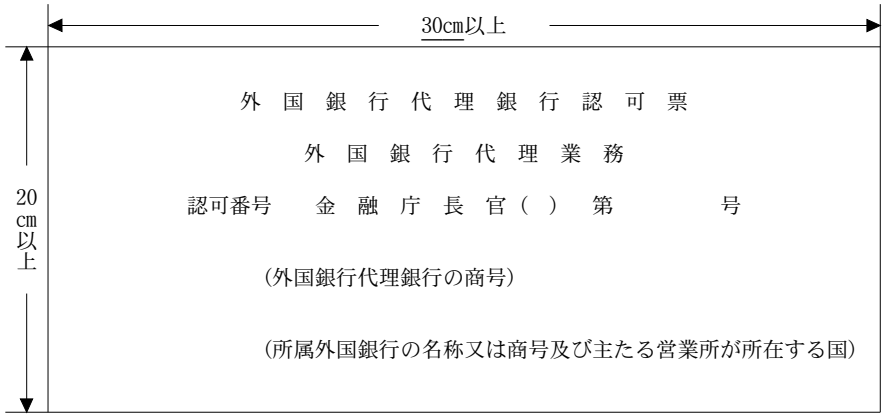
五　第三項第二十一号に掲げる場合　同号に規定する書面

六　［同上］

七　［同上］

［7～11　同上］

別紙様式第10号の２（第34条の２の35関係）



（記載上の注意）

1　「所属外国銀行の商号及び主たる営業所が所在する国」には、所属外国銀行（銀行法第52条の２第１項に規定する所属外国銀行をいう。以下同じ。）の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。二以上の所属外国銀行があるときは、すべての所属外国銀行の名称又は商号及び主たる営業所が所在する国を記載すること。

2　［同左］